

鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条の表、第3条の表及び第4条の表中「わな狩猟免許」を「狩猟免許」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。